

配布を以て解禁

指名停止措置について

記者発表資料

北陸地方整備局は、本日、安田建設株式会社（所在地 岐阜県加茂郡）
に対して指名停止措置を行いました。

詳細は別紙のとおりです。

令和 7 年 11 月 21 日

国 土 交 通 省
北 陸 地 方 整 備 局

同時発表記者クラブ：管内各県記者クラブ

【問い合わせ先】

北陸地方整備局 総務部 契約課長 椎谷 環
電話 025-370-6647（課直通）

北陸地方整備局 総務部 契約管理官 外立 正六
電話 025-370-6650（課直通）

※港湾空港関係工事に係る措置に関するもの

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住 所
安田建設株式会社	岐阜県加茂郡白川町上佐見 1 3 1

2. 指名停止措置期間： 令和 7 年 11 月 21 日～令和 8 年 2 月 20 日（3 ヶ月）

3. 指名停止措置の範囲： 北陸地方整備局管内

4. 事実概要

上記有資格業者は、令和 7 年 9 月 25 日に開札した北陸地方整備局発注の「令和 7 年度信濃川下流河川事務所屋上防水改修作業」の落札者となったが、入札金額の入力ミスを理由に契約締結を辞退した。

5. 措置理由

上記 4. については、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 29 日付け建設省厚第 91 号）別表第 2 第 15 号及びこれを準用する国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）第 1 条に該当し、「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」（平成 14 年 10 月 29 日付け国官会第 1562 号）第 1 条に準用される「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和 59 年 3 月 31 日付け港管第 927 号）別表第 2 第 15 号にも該当することから、指名停止措置を講ずるものである。

参考

○「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第 2（抜粋）

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 15 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内